

平成30年1月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成28年(行ウ)第229号 惰る事実の違法確認等請求事件(住民訴訟)

口頭弁論終結日 平成29年11月6日

判 決

5 大阪府大東市泉町2丁目7番18号

原 告 光 城 敏 雄

同所

原 告 光 城 鈴 代

同所

原 告 光 城 民 雄

同所

原 告 光 城 涼 子

同所

原 告 光 城 暢 央

15

上記5名訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

同 辻 公 雄

同 豊 島 達 哉

同 西 川 滿 喜

大阪府大東市谷川1丁目1番1号

20 被 告 大 東 市 長 一

東 坂 浩 一

同訴訟代理人弁護士 俵 正 市

同 寺 內 則 雄

主 文

- 25 1 本件訴えのうち、後記「事実及び理由」の第2の1記載の請求1、請求4、  
請求5、請求6(1)及び請求7(1)に係る部分を却下する。

- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

- 1 被告は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、大勝建設株式会社、株式会社新田工務店、野村建設工業株式会社、株式会社三住建設、岡本建設株式会社及び株式会社中塚工務所に対し、それぞれ 7845万6600円の支払を請求しないことが違法であることを確認する。
- 2 被告は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、大勝建設株式会社、株式会社新田工務店、野村建設工業株式会社、株式会社三住建設、岡本建設株式会社及び株式会社中塚工務所に対し、それぞれ 7845万6600円及びこれに対する平成28年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

#### 第2 事案の概要等

##### 1 事案の要旨

大東市は、北条西小学校跡地活用建築工事（以下「本件工事」という。）に関する一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施し、落札者である野村建設工業株式会社（以下「野村建設工業」という。）及び株式会社三住建設（以下「三住建設」という。）を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下、当該共同企業体を「野村・三住JV」という。）との間で、平成26年12月25日、本件工事の請負契約（以下「本件契約」という。）を締結し、本件契約に基づく債務の履行として、平成27年1月23日、同年11月5日、平成28年3月3日にそれぞれ支出命令（以下、これらの支出命令を順に「本件支出命令1」、「本件支出命令2」、「本件支出命令3」といい、併せて「本件各支出命令」という。）をした上で請負工事代金を支出した。

本件は、大東市の住民である原告らが、本件契約の請負代金額は、野村・三

住JV及びその他の応札者らの談合により形成されたものであり、本件契約の締結及び本件各支出命令は違法であって、大東市は、談合及び前記違法な財務会計上の行為（本件契約の締結及び本件各支出命令）がなければ形成された代金額と本件契約の代金額との差額に相当する7845万6600円の損害を被った旨主張して、大東市の執行機関である被告を相手に、以下の(1)～(4)を求める住民訴訟の事案である。なお、下記(1)及び(2)の野村建設工業及び三住建設に関する各請求は、選択的併合の関係にあり、下記(1), (3)及び(4)の東坂浩一（以下「東坂」という。）に関する各請求も、選択的併合の関係にあると解される。

(1) 本件契約の締結が違法な財務会計上の行為であるとして大東市長の東坂及び本件契約の締結に係る相手方に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求める請求

原告らは、大東市長の東坂がした本件契約の締結は、談合により形成された不当な価格を請負代金額とした違法な財務会計上の行為であり、大東市は、東坂並びに野村建設工業及び三住建設に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有する旨主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、同号所定の「当該職員」である東坂並びに「当該行為に係る相手方」である野村建設工業及び三住建設に対し、損害賠償金7845万6600円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成28年10月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを被告に20  
25  
対して求めている（以下、当該損害賠償請求をすることを被告に対して求め  
る請求を「請求1」という。）。

(2) 本件入札の応札者らが談合をした不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実の違法確認請求及び当該不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求める請求

原告らは、本件入札に参加した特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の構成員である野村建設工業、三住建設、大勝建設株式会社（以下

「大勝建設」という。), 株式会社新田工務店(以下「新田工務店」という。), 岡本建設株式会社(以下「岡本建設」という。)及び株式会社中塚工務所(以下, 「中塚工務所」といい, 前記6社を併せて「野村建設工業ほか5社」という。)は, 本件入札に際して談合しており, 大東市は, 野村建設工業ほか5社に対し, 不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず, 大東市の執行機関である被告はその行使を違法に怠っている旨主張して, 地方自治法242条の2第1項3号に基づき, 被告が野村建設工業ほか5社に対してそれぞれ損害賠償金7845万6600円の支払を請求しないことが違法であることを確認するとともに(以下, 当該確認請求を「請求2」という。), 同項4号に基づき, 同号所定の「怠る事実に係る相手方」である野村建設工業ほか5社に対して損害賠償金7845万6600円及びこれに対する前同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを被告に対して求めている(以下, 当該損害賠償請求をすることを被告に対して求める請求を「請求3」という。)。

(3) 大東市長の東坂及び職員がした本件入札及び本件契約の締結に関する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実の違法確認請求及び当該不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求める請求

原告らは, 東坂, 副市長の西辻勝弘(以下「西辻」という。), 総務部長の田中祥生(以下「田中」という。)及び総務部総括次長兼契約課長の野口光浩(以下「野口」といい, 前記4名を併せて「東坂ほか3名」という。)には, 本件入札において談合を防止し, 談合に基づいて形成された不当な価格で本件契約を締結することを回避する義務違反があり, 大東市は, 東坂ほか3名に対し, 不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず, 大東市の執行機関である被告はその行使を違法に怠っている旨主張して, 地方自治法242条の2第1項3号に基づき, 被告が東坂ほか3名に対してそれぞれ損害賠償金7845万6600円の支払を請求しないことが違法で

あることを確認するとともに（以下、当該確認請求を「請求4」という。），  
同項4号に基づき，同号所定の「怠る事実に係る相手方」である東坂ほか3  
名に対して損害賠償金7845万6600円及びこれに対する前同日から支  
払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること  
を被告に対して求めている（以下、当該損害賠償請求をすることを被告に対  
して求める請求を「請求5」という。）。

（4）大東市長の東坂及び職員がした本件各支出命令に関する不法行為に基づく  
損害賠償請求権の行使を怠る事実の違法確認請求及び当該不法行為に基づ  
く損害賠償請求をすることを求める請求

原告らは、大東市の担当職員が本件契約に基づく債務の履行として本件各  
支出命令をしたことについて、東坂及び西辻には本件各支出命令をした職員  
に対する指揮監督上の義務違反が、田中及び野口には、本件各支出命令をし  
た職員に対して違法な当該支出命令をしないように働きかけるなどの適切な  
措置を探らなかった義務違反がそれぞれあり、大東市は、東坂ほか3名に対  
し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、大東市  
の執行機関である被告はその行使を違法に怠っている旨主張して、地方自治  
法242条の2第1項3号に基づき、被告が東坂ほか3名に対してそれぞれ  
損害賠償金7845万6600円の支払を請求しないことが違法であること  
を確認するとともに（以下、当該確認請求を「請求6」といい、請求6のう  
ち本件支出命令1，2，3に係る部分をそれぞれ「請求6(1)」「請求6(2)」  
「請求6(3)」という。），同項4号に基づき、同号所定の「怠る事実に係る  
相手方」である東坂ほか3名に対して損害賠償金7845万6600円及び  
これに対する前同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損  
害金の支払を請求することを被告に対して求めている（以下、当該損害賠償  
請求をすることを被告に対して求める請求を「請求7」といい、請求7のう  
ち本件支出命令1，2，3に係る部分をそれぞれ「請求7(1)」「請求7(2)」，

「請求 7(3)」という。)。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも大東市の住民である。

イ 被告は、大東市の執行機関たる市長である。

ウ 東坂は、平成 24 年 5 月に大東市長に就任し、現在に至るまでその職にあり、本件契約の締結当時、当該権限を有していた。

エ 西辻、田中及び野口は、本件入札、本件契約及び本件各支出命令の当時、それぞれ大東市の副市長、総務部長及び総務部総括次長兼契約課長の職にあつた。

オ(ア) 三住建設、新田工務店、岡本建設、株式会社オオヨドコーポレーション（以下「オオヨド」という。）、富田建設株式会社（以下「富田建設」という。）は、本件入札に参加申請をした JV の構成員であり（ただし、オオヨド及び富田建設は後に参加を辞退した。），いずれも大東市内に本店を置く建設会社である。（乙 17）

なお、三住建設は、東坂の父が設立した建設会社であって、かつては東坂自身がその代表取締役を務め、平成 24 年 3 月以降は同人の妹である有田三千子（以下「有田」という。）がその代表取締役を務めている。

(甲 3)

(イ) 中塚工務所は、本件入札に参加申請をした JV の構成員であり、大東市内に支店を置く建設会社である。（乙 17）

(ウ) 野村建設工業及び大勝建設は、本件入札に参加申請をした JV の構成員であり、大東市外に本店、支店及び営業所を置く建設会社である。（乙 17）

(2) 大東市における近年の入札状況

平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で実施された予定価格5000万円以上の入札のうち、本件入札と同様の事後審査型制限付一般競争入札の方式（一般競争入札のうち、入札参加資格を定め、入札の参加申請時に暫定的な参加資格の審査を行い、入札の実施後に落札候補者に対して参加資格の詳細な要件の審査を行う方式。以下「本件入札方式」という。）で行われたものは、本件入札を除き、別紙別件入札一覧表記載のとおりであった（以下、同表記載の入札を併せて「別件入札」という。）。なお、同表記載の「落札率」は、落札価格を予定価格で除した割合である。また、同表の「落札者」欄の括弧内の点数は、平成26年10月頃（本件入札の実施要領（乙17）の作成時）の各建設業者に係る建設業法27条の23所定の経営事項審査による建設工事の種類「建築一式」の総合評定値（以下、単に「総合評定値」という。）であり、順位は、大東市の入札参加資格の登録において、①登録の住所（本店）が大東市内である会社（以下「市内の会社」という。）、②登録の住所（支店又は営業所）が大東市内である会社（以下「準市内の会社」という。）、③登録の住所が大東市外である会社（以下「市外の会社」という。）ごとの総合評定値の順位である。同表の「参加者数」は、各入札の応札者数であり、そのうち「市内」の記載があるものは、市内の会社のみが参加した入札である。（乙17、19）

### （3）本件入札及び本件契約に関する経緯

ア 大東市長であった東坂は、平成26年11月14日、大東市北条1丁目所在の北条西小学校跡地活用建築工事（本件工事）に関し、予定価格を8億5400万円（税抜）とする入札を実施した（本件入札）。本件入札は、地方自治法施行令167条の5及び167条の5の2に基づいて、入札に参加する者に必要な資格を定めた上で、本件入札方式により実施された。

（甲1、2、乙17、18、23）

イ 野村・三住JVは、本件入札に7億5584万5000円で応札して落

札し、平成26年12月25日、大東市を代表する東坂との間で請負代金額を8億1631万2600円(前記応札価格に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を加えた価格)とする請負契約(本件契約)を締結した。なお、本件入札に応札したのは、野村・三住JV、大勝建設及び新田工務店を構成員とするJV(以下「大勝・新田JV」という。)並びに岡本建設及び中塚工務所を構成員とするJV(以下「岡本・中塚JV」という。)であった。(甲1, 2)

(4) 本件各支出命令及び支出

ア 大東市の福祉・子ども部総括次長は、平成27年1月23日、代決により、本件契約に基づく債務の履行として、野村・三住JVに3億2650万円を前金払する旨の支出命令(本件支出命令1)をした。(甲1, 乙6, 7)

イ 大東市の福祉・子ども部部長は、平成27年11月5日、専決により、本件契約に基づく債務の履行として、野村・三住JVに1億6320万円を前金払する旨の支出命令(本件支出命令2)をした。(甲1, 乙6, 7)

ウ 大東市の福祉・子ども部部長は、平成28年3月3日、専決により、本件契約に基づく債務の履行として、野村・三住JVに3億2661万2600円を支払う旨の支出命令(本件支出命令3)をした。(甲1, 乙6, 7)

エ 大東市は、平成27年2月3日、同年11月13日及び平成28年3月22日、本件各支出命令に基づき、野村・三住JVに対して本件契約に係る請負代金をそれぞれ支出した。(甲1, 2)

(5) 住民監査請求(以下、単に「監査請求」という。)

ア 原告らは、平成28年7月14日、大東市の監査委員に対し、本件入札において談合がされたため、本件契約の代金額が高額に決定され、大東市に損害が生じていると主張して、本件入札の応札者並びに本件入札及び本

件契約を行った東坂その他入札・契約担当職員に対して損害賠償金の支払請求を怠っていることが違法であるとの確認を求めるとともに、これらの者に対して損害賠償金の支払を請求することを求める監査請求（以下「本件監査請求」という。）とした。（甲1）

5 イ 大東市の監査委員は、平成28年9月7日、原告らが主張する談合等の事実を認めるに足りる証拠はないとして、本件監査請求を棄却し、同日頃、その旨を原告方に通知した。（甲2）

#### （6）本件訴訟の提起

10 原告らは、平成28年10月5日、本件訴訟を提起した。（当裁判所に顕著な事実）

### 3 争点

#### （1）本案前の争点

適法な監査請求の前置の有無（争点①）。請求1、4～7について）

#### （2）本案の争点

15 ア 野村建設工業ほか5社が本件入札に際して談合したことによる共同不法行為の成否（争点②）。請求1～7について）

イ 本件契約の締結に係る財務会計法規上の違法性の有無（争点③）。請求1について）

ウ 東坂ほか3名による本件契約の締結に係る共同不法行為の成否（争点④）。請求4及び5について）

エ 東坂ほか3名による本件各支出命令に係る共同不法行為の成否（争点⑤）。請求6及び7について）

オ 大東市に生じた損害の有無及び額（争点⑥）。請求1～7について）

### 4 争点に関する当事者の主張の要旨

25 （1）争点①（適法な監査請求の前置の有無）  
(原告らの主張)

本件訴えには適法な監査請求が前置されているから、本件訴えは適法である。

被告は、本件各支出命令が本件監査請求の対象とされていないから、本件訴えのうち請求6及び7に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き不適法である旨主張する。しかしながら、本件監査請求の監査請求書には、本件各支出命令の支出命令書が資料として添付されており、当該支出命令についても適法な監査請求の前置を経ているから、本件訴えのうち請求6及び7に係る部分は適法である。  
5

(被告の主張)

ア 本件訴えのうち請求1に係る部分について  
10

本件訴えのうち請求1に係る部分は、財務会計上の行為である本件契約を対象とする訴えであるから、前置されるべき監査請求には、監査請求をすることができる期間を定めた地方自治法242条2項本文が適用される。そして、本件監査請求は本件契約の締結日から1年を経過した後にされた不適法なものであるから、本件訴えのうち請求1に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き不適法である。  
15

イ 本件訴えのうち請求4及び5に係る部分について

本件訴えのうち請求4及び5に係る部分は、本件契約の締結、その補助行為及び準備行為を不法行為とする損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象とする訴えであるところ、当該損害賠償請求権は財務会計上の行為たる本件契約が違法とされて初めて発生するものであるから、前置されるべき監査請求には地方自治法242条2項本文が適用される。そして、本件監査請求は本件契約が締結された日から1年を経過した後にされた不適法なものであるから、本件訴えのうち請求4及び5に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き不適法である。  
20  
25

ウ 本件訴えのうち請求6及び7に係る部分について

本件訴えのうち請求6及び7に係る部分は、本件各支出命令並びにその補助行為及び準備行為を不法行為とする損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象とする訴えであるところ、本件監査請求において、本件各支出命令は監査請求の対象とされていないから、本件訴えのうち請求6及び7に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き不適法である。

(2) 争点(2)（野村建設工業ほか5社が本件入札に際して談合したことによる共同不法行為の成否）

（原告らの主張）

ア 野村建設工業ほか5社は、野村・三住JVを受注予定者とする旨談合して本件入札に応札した。そして、野村・三住JVは、当該談合がなければ形成されたであろう代金額に比して不当に高い代金額で本件契約を締結することとなり、これにより、大東市は前記各代金額の差額に相当する損害を被った。このような野村建設工業ほか5社の行為は、大東市に対する共同不法行為に当たるというべきである。

イ 本件入札は、大東市において恒常的に行われていた談合の一貫としてされたものであり、このことは、次の事情に照らせば明らかである。

（ア）別件入札のうち平成24年4月以前に実施された入札の落札率は、60%台にとどまっていたのに対し、東坂が大東市長の地位にあった同年5月から平成27年11月までに実施された別件入札の8件及び本件入札では、落札率はいずれも90%前後に上昇した。また、当該9件の入札には、オオヨド、富田建設、三住建設、新田工務店、中塚工務所又は岡本建設の6社のいずれかの業者が応札し、うち8件について前記6社のいずれかが落札した。

これに対し、平成26年11月18日に実施された北条西小学校跡地活用機械設備工事の入札では、前記6社が入札に参加せず、落札率は75.3%にとどまった。

- (イ) 三住建設は、東坂がかつて代表取締役を務め、現在は、東坂の妹である有田が代表取締役を務める建設会社であり、東坂及び有田を通じて談合が容易な状態にあった。
- (ウ) 大東市は、本件入札方式による入札（本件入札を含む。）の参加資格として、総合評定値が一定値以上であることを要求して入札の参加者をオオヨド、富田建設、三住建設、岡本建設及び新田工務店ほか1社の6社に実質的に限定しており、本件入札においても、前記6社を除いた市内の会社が本件入札に参加できず、談合を恒常的に行うことが容易な状況にあった。

10 (被告の主張)

- ア 野村建設工業ほか5社が本件入札に際し談合した事実はない。
- イ 原告らが主張する事実から談合の存在が推認できないことは、以下の点に照らして明らかである。
- (ア) 東坂は、市長就任後、三住建設の経営に全く関与しておらず、本件入札に具体的に関与した事実はない。
- (イ) 平成24年以降、東日本大震災に係る復旧復興事業等の影響で人件費や資材価格が急騰したことから、実勢価格に即して設定された入札の予定価格が、入札実施までの間に実勢価格を下回り、入札が不調（応札者がいないことをいう。以下同じ。）又は不落（全ての応札価格が予定価格を超過することをいう。以下同じ。）となる割合が増大しており、大東市における本件入札方式による入札の落札率が平成24年以降に上昇したことをもって、恒常的な談合の存在が推認できるとはいえない。
- (ウ) 平成25年以降、大東市で実施された別件入札において、市内の会社が単独で落札した件数は増加しているところ、このような市内の会社が落札する割合の増加は、大東市外に本店を有する建設会社の応札が減少したことによるものと考えられ、前記割合の変化から、恒常的な談合の

存在を推認できるとはいえない。また、前記の各入札では、富田建設、オオヨド、三住建設が7件のうち5件を落札しているところ、当該3社は、大東市における総合評定値の上位3社であるから、予定価格500万円を超える規模の入札において、その受注の大半を占めていたとしても不自然とはいえない。

(エ) 入札の参加資格は、建設会社の企業規模、入札対象工事の難易度、工事遂行能力等によって決定されるため、入札の公平性を担保するために総合評定値を採用することは全国の自治体では一般的であり、合理性があるから、総合評定値の設定が談合を容易にさせるものとはいえない。

10 (3) 争点(3)（本件契約の締結に係る財務会計法規上の違法性の有無）

(原告らの主張)

本件契約は、野村建設工業ほか5社による談合に基づき、野村・三住JVが本件入札に応札して落札したことにより、当該談合がなければ形成された代金額に比して不当に高い代金額で締結されたものであるから、地方自治法234条等に反し、財務会計法規上違法である。

(被告の主張)

前記(2)（被告の主張）のとおり、原告らが主張する談合は存在しないから、本件契約が財務会計法規に違反する旨の原告らの主張はその前提を欠き失当である。

20 (4) 争点(4)（東坂ほか3名による本件契約の締結に係る共同不法行為の成否）

(原告らの主張)

ア 本件入札方式による入札には、ほぼ大東市内の業者のみが応札し、落札率は90%以上に上昇していた。したがって、東坂ほか3名は、本件入札において談合が行われることを認識し、又は認識することができたから、本件契約に関し、談合が困難となるように参加資格に制限のない一般競争入札を行う義務を負っていたにもかかわらず、これらを怠り、入札の参加

者を実質的に市内の会社数社に限定する旨の本件入札に参加する者に必要な資格（以下「本件入札参加資格」という。）を定め、野村建設工業ほか5社が談合することを容易にした上で、本件契約に係る稟議書に共同して捺印して本件契約を締結した。

5 イ 本件入札においては、市内の会社が中心となったJVのみが応札し、落札率は88.5%と高値であったから、本件入札について談合が行われたことは明らかであった。したがって、東坂ほか3名は、本件入札を取り消して再入札を行い、談合により形成された不当に高額な価格による本件契約の締結を回避すべきであったにもかかわらず、当該措置を行わなかった上、本件契約に係る稟議書に共同して捺印して本件契約を締結した。

10 ウ 東坂ほか3名の前記ア及びイの各行為は、大東市に談合に基づいた不当に高額な代金を支出させるものであるから、大東市に対する共同不法行為に当たる。

(被告の主張)

15 前記(2)（被告の主張）のとおり、原告らが主張する談合は存在しないから、談合の存在を前提とする原告らの主張は失当である。

(5) 争点(5)（東坂ほか3名による本件各支出命令に係る共同不法行為の成否）

(原告らの主張)

20 東坂及び西辻は、本件契約の代金額が談合に基づいて決定された不当に高い価格であって本件契約の締結は違法であるにもかかわらず、本件支出命令2及び3がされたことについて、当該支出命令をした職員に対する指揮監督上の義務を怠った。また、野口及び田中は、前記職員に対して本件各支出命令をしないように働きかけるなどの適切な措置を採らなかった。東坂ほか3名の前記行為は、大東市に損害を与えるものであるから、大東市に対する共同不法行為に当たるというべきである。

25 (被告の主張)

田中及び野口は、総務課の職員であって支出命令に係る権限を有しておらず、本件各支出命令に関与していない。また、東坂及び西辻には、担当職員が本件各支出命令をしたことについて指揮監督義務違反はない。

(6) 争点(6)（大東市に生じた損害の有無及び額）

5 (原告らの主張)

本件入札に際し、野村建設工業ほか5社が談合しなければ、競争原理が働き、本件入札の落札額は少なくとも予定価格の8割の金額に抑えられたと考えられる。そうすると、大東市は、違法な財務会計上の行為である本件契約の締結、野村建設工業ほか5社の共同不法行為又は東坂ほか3名の共同不法行為によって、以下のとおり、本件契約の請負代金額と予定価格の8割の金額との差額である7845万6600円の損害を被ったというべきである。

ア 本件契約の請負代金額（8億1631万2600円）

本件契約の請負代金額は8億1631万2600円（消費税等を含む。）

である。

イ 予定価格の8割の金額（7億3785万6000円）

8億5400万円（予定価格）×0.8（8割）×1.08（消費税等）

$$= 7億3785万6000円$$

ウ 大東市に生じた損害の額（7845万6600円）

8億1631万2600円（本件契約の請負代金額）－7億3785万

$$6000円（予定価格の8割の金額）= 7845万6600円$$

20 (被告の主張)

原告らの主張は争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)（適法な監査請求の前置の有無）について

##### 25 (1) 本件訴えのうち請求1に係る部分について

本件訴えのうち請求1に係る部分は、本件契約の締結が財務会計法規上違



5

法であるとして、「当該職員」である東坂並びに「当該行為に係る相手方」である野村建設工業及び三住建設に対して損害賠償の請求をすることを求める訴えである。そして、本件監査請求は、本件入札において談合がされ、本件契約の代金額が高額に決定された点に違法があると主張する趣旨と解されるから（前提事実(5)ア），本件契約の締結をその対象に含むものということができる。

10

しかしながら、地方自治法242条2項は、同条1項所定の財務会計上の行為に係る監査請求は、正当な理由があるときを除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない旨規定する。そして、本件契約は平成26年12月25日に締結されたところ（前提事実(3)イ），本件監査請求がされたのは本件契約が締結された日から1年が経過した後の平成28年7月14日であって（前提事実(5)ア），前記正当な理由があることを基礎付ける事情をうかがわせる証拠もない。そうすると、本件監査請求のうち請求1に対応する部分は、同条2項の規定する期間を徒過してされた不適法なものというべきである。

15

したがって、本件訴えのうち請求1に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き、不適法である。

## （2）本件訴えのうち請求4及び5に係る部分について

20

ア 本件訴えのうち請求4及び5に係る部分は、東坂ほか3名は、①本件入札において、参加資格に制限のない一般競争入札を行う義務及び②本件入札の結果を踏まえてこれを取り消し、再入札を行う義務を怠り、本件契約に係る稟議書に共同して捺印して本件契約を締結したことが不法行為に該当し、被告が東坂ほか3名に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っているとして、当該怠る事実が違法であることの確認と、当該怠る事実に係る相手方である東坂ほか3名に対して損害賠償の請求をすることを求める訴えである。

25

そして、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件監査請求の監査請求書には、東坂及び大東市の入札・契約担当職員の関与により、大東市内の業者が談合し、本件入札及び本件契約により大東市に損害を生じさせたという内容の記載があることが認められるから、本件監査請求の対象には、前記不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実が含まれているものと解される。

そこで、本件訴えのうち請求4及び5に係る部分について、地方自治法242条2項が適用されるかについて検討する。

イ(ア) 前記(1)のとおり、地方自治法242条2項は、同条1項に規定された監査請求の対象事項のうち財務会計上の行為については、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができない旨を規定しているところ、監査請求の対象事項のうち怠る事実については、このような期間制限は規定されておらず、怠る事実が存在する限りは期間制限なく監査請求をすることができるものと解される。もっとも、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がされた場合には、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、当該監査請求は当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ないところ、当該監査請求が前記の期間制限を受けないとすれば、同条2項が期間制限を設けた趣旨が没却されることとなるから、当該行為のあった日又は終わった日を基準として同項の規定を適用すべきものである（最高裁昭和57年（行ツ）第164号同62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁、最高裁平成10年（行ヒ）第51号同14年7月2日第三小法廷判決・民集56号1049頁参照）。

そして、特定の財務会計上の行為が行われた場合において、これにつき権限を有する職員が行った準備行為又は当該職員の補助職員が行った補助行為は、いずれも財務会計上の行為と一体としてとらえられるべきものであり、準備行為又は補助行為の違法が財務会計上の行為の違法を構成する関係にあるときは、準備行為又は補助行為が違法であるとし、これに基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされた監査請求は、実質的には財務会計上の行為を違法と主張してその是正を求める趣旨のものにほかならないと解されるところ、当該監査請求が前記の期間制限を受けないとすれば、同条2項が期間制限を設けた趣旨が没却されることとなるから、当該監査請求には当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として同項の規定を適用すべきである（最高裁平成9年（行ツ）第62号同14年10月3日第一小法廷判決・民集56巻8号1611頁参照）。

(イ) これを本件についてみると、東坂は、本件入札及び本件契約の当時、執行機関である市長として、本件契約の締結権限を有していたところ（前提事実(1)ウ）、東坂が本件入札の方式や本件入札参加資格を定める行為、本件入札の結果を踏まえて本件契約を締結する前に本件入札を取り消して再入札をする行為及び本件契約に係る裏議書に捺印する行為は、いずれも本件契約締結の準備行為として本件契約と一体としてとらえられるべきものであって、前記準備行為の違法は、本件契約の締結の違法を構成する関係にあると考えられる。そうすると、東坂の前記各行為に基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされた本件監査請求は、実質的には財務会計上の行為たる本件契約の締結を違法と主張してその是正を求める趣旨のものにほかならないと解される。したがって、本件監査請求のうち請求4及び5の東坂に対する不法行為に基づく損害賠償請求に係る部分については、本件契約の締結行為のあった

日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきである。

また、西辻、田中及び野口は、いずれも本件契約の締結権限を有する市長を補助する職員であるところ（地方自治法158条1項、161条1項、167条1項、172条1項、乙5、6），同人らが本件入札の方式や本件入札参加資格を定める行為、本件入札を取り消して再入札をする行為、本件契約に係る稟議書に捺印する行為は、いずれも財務会計上の行為である本件契約の締結に関する補助行為であって、本件契約の締結と一体としてとらえられるべきものであり、前記補助行為の違法が本件契約の締結の違法を構成する関係にあるということができる。そうすると、西辻、田中及び野口の前記各行為に基づいて発生する損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてされた本件監査請求は、実質的には財務会計上の行為たる本件契約の締結を違法と主張してその是正を求める趣旨のものにはかならないと解される。したがって、本件監査請求のうち請求4及び5の西辻、田中及び野口に対する不法行為に基づく損害賠償請求に係る部分については、本件契約の締結行為のあった日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきである。

(ウ) そして、本件監査請求のうち請求4及び5に係る不法行為については、本件契約の締結日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきであるところ、本件契約が締結されたのは平成26年12月25日であるのに対し（前提事実(3)イ）、本件監査請求がされたのは本件契約が締結された日から1年が経過した後の平成28年7月14日であって（前提事実(5)ア）、地方自治法242条2項所定の期間を経過して本件監査請求がされたことにつき正当な理由があることを基礎付ける事情をうかがわせる証拠もない。したがって、本件監査請求のうち請求4及び5に対応する部分は、同項の規定する期間を徒過してされた不適法なものというべきである。

ウ 以上によれば、本件訴えのうち請求4及び5に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き、不適法である。

(3) 本件訴えのうち請求6及び7に係る部分について

ア 本件訴えのうち、請求6及び7に係る部分は、①東坂及び西辻には違法な本件各支出命令をした職員に対する指揮監督義務違反があり、②田中及び野口には、前記職員に対して違法な本件各支出命令をしないように働きかけるなどの適切な措置を探らなかった義務違反があるところ、前記各義務違反は不法行為に該当し、被告が東坂ほか3名に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っていると主張して、当該怠る事実が違法であることの確認と当該怠る事実に係る相手方である東坂ほか3名に対して損害賠償の請求をすることを求める訴えである。

イ 証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件監査請求の監査請求書には、東坂及び大東市の入札・契約担当職員の関与により、大東市内の業者が談合し、本件入札及び本件契約により大東市に損害を生じさせたという内容の記載があるほか、事実を証する書面として本件各支出命令に係る支出命令書が添付されていることが認められる。このような事実に照らすと、本件監査請求は、本件契約の締結が違法な財務会計上の行為であり、本件契約の締結に後続する財務会計上の行為としてされた本件各支出命令も違法であるとしてその是正を求める趣旨をも含むものと解することが合理的であり、本件監査請求の対象には、前記ア①及び②の義務違反による不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実が含まれているものと考えられる。

ウ そして、前記ア①及び②の義務違反による不法行為に基づく損害賠償請求権は、補助職員による財務会計上の行為が違法であることを前提に、これを阻止すべき義務違反に基づいて発生する実体法上の請求権であるところ、違法な財務会計上の行為を阻止すべき義務違反による不法行為に基づ

く損害賠償請求権の行使を怠る事実の監査請求については、監査委員は当該財務会計上の行為が違法であるか否かを判断しなければ監査を遂げることができないという関係にあり、当該監査請求は当該財務会計上の行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ないから、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきである。

そうすると、本件監査請求のうち請求6及び7に係る不法行為については、いずれも財務会計上の行為である本件各支出命令がされた日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきであるところ、本件各支出命令がされたのは、本件支出命令1につき平成27年1月23日（前提事実(4)ア）、本件支出命令2につき同年11月5日（前提事実(4)イ）、本件支出命令3につき平成28年3月3日（前提事実(4)ウ）であるのに対し、本件監査請求がされたのは本件支出命令1がされた日から1年が経過した後の平成28年7月14日であって（前提事実(5)ア）、本件監査請求のうち請求6(1)及び請求7(1)に対応する部分（本件支出命令1に関する不法行為に係る部分）に関して、地方自治法242条2項所定の期間を経過して本件監査請求がされたことにつき正当な理由があることを基礎付ける事情をうかがわせる証拠もない。したがって、当該部分は、同項の規定する期間を徒過してされた不適法なものというべきである。

エ 以上によれば、本件訴えのうち請求6(1)及び請求7(1)に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠き、不適法である。

#### (4) 小括

前記の検討によれば、本件訴えのうち請求1、請求4、請求5、請求6(1)及び請求7(1)に係る部分は、適法な監査請求の前置に欠けるから不適法であるというべきである。

#### 2 爭点(2) (野村建設工業ほか5社が本件入札に際して談合したことによる共同

不法行為の成否)について

(1) 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

5 ア 本件入札の経緯等

10

(ア) 大東市は、平成26年10月8日、本件工事に関し、予定価格を8億5400万円（税抜）とし、入札参加者をJVに限定する本件入札方式による入札（本件入札）を告示した。本件工事の予定価格はあらかじめ公示されており、最低制限価格は6億4122万6000円（税抜）であった。また、本件入札参加資格には、次のa及びbの要件が含まれていた。（甲1，2，乙17，18）

15

a 本件入札に参加するJVの構成員の要件

本件入札に参加するJVの構成員は、建築一式工事について特定建設業の許可を受け、大東市における平成26年度の入札参加資格を「建築一式」で登録しており、(a)市内の会社にあっては、総合評定値が、最上位等級につき700点以上、第二位等級につき650点以上であること、(b)準市内の会社にあっては、総合評定値が、最上位等級につき800点以上、第二位等級につき750点以上であること、(c)市外の会社にあっては、総合評定値が、最上位等級につき1100点以上、第二位等級につき1000点以上であることを要する。

20

b 本件入札に参加するJVの構成員の組み合わせ等

本件入札に参加するJVの構成員の組み合わせは、前記aの最上位等級の企業2社又は最上位等級の企業1社と第二位等級の企業1社とし、構成員に少なくとも市内の会社1社を含むものとする。

25

(イ) 本件入札が告示された平成26年10月当時、前記アaの要件を満たす建設会社は、①市内の会社について、最上位等級5社（オオヨド、富

田建設、三住建設、岡本建設、新田工務店）、第二位等級1社、②準市内の会社について、最上位等級1社（中塚工務所）、③市外の会社について、最上位等級113社、第二位等級24社であった。（甲2、乙1  
7）

5 (ウ) 野村・三住JV、大勝・新田JV及び岡本・中塚JVは、平成26年  
11月6日までに、本件入札の参加申請をした。なお、富田建設及びオ  
オヨドを構成員とするJVは、本件入札の参加申請をした後、入札辞退  
届を提出した。（甲1、2、乙17）

10 (エ) 大東市は、平成26年11月14日、本件入札を実施した。野村・三  
住JVは、7億5584万5000円（税抜）で応札して落札し、同年  
12月25日、大東市を代表する東坂との間で請負代金額を8億163  
1万2600円（前記応札価格に消費税等を加えた価格）とする本件契  
約を締結した。なお、本件入札に参加した大勝・新田JV及び岡本・中  
塚JVの応札価格は、それぞれ7億8900万円及び7億8800万円  
であり、本件入札の落札率は、88.5%であった。（甲1、乙2、1  
8）

15 イ 大東市における近年の入札状況

20 平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で  
実施された予定価格5000万円以上の入札のうち、本件入札を除き、本  
件入札方式で行われたもの（別件入札）は、別紙別件入札一覧表記載のと  
おりであった。なお、別紙別件入札一覧表の番号1～6は東坂が大東市長  
に就任する前に行われた入札であり、番号7～14は就任後に行われた入  
札である。また、別紙別件入札一覧表の落札者欄の括弧内の点数及び順位  
は、平成26年10月頃作成の本件入札の実施要領（乙17）に記載され  
ている各業者に係る総合評定値及び市内・準市内・市外の会社ごとの総合  
評定値の順位であり、参加者数欄記載の数は、各入札の応札者数であり、

そのうち「市内」の記載があるものは、市内の会社のみが参加した入札である。（乙17、19）

## (2) 検討

ア(ア) 原告らは、①別件入札のうち平成24年4月以前に実施された入札の落札率は、60%台にとどまっていたのに対し、東坂が大東市長の地位にあった同年5月から平成27年11月までに実施された別件入札の8件及び本件入札では、落札率はいずれも90%前後に上昇したこと、②当該9件の入札には、オオヨド、富田建設、三住建設、新田工務店、中塚工務所又は岡本建設の6社のいずれかの業者が応札し、うち8件について前記6社のいずれかが落札したこと、③前記6社が入札に参加しなかつた北条西小学校跡地活用機械設備工事の入札では、落札率は75.3%にとどまったことから、大東市で実施された本件入札方式による入札において恒常に談合が行われ、野村建設工業ほか5社が本件入札に際しても談合していたことが推認されると主張する。

そこで、大東市が近年に実施した本件入札方式による入札の落札率及び落札状況について検討する。

イ) まず、平成22年5月18日から平成27年11月17日までの間に大東市で実施された本件入札及び別件入札の落札率をみると、平成23年以前に実施された6件（別紙別件入札一覧表番号1～6）についてはいずれも60～70%台であったところ（認定事実イ），平成25年以降に実施された本件入札及び別件入札のうち8件（同表番号7～14）については、うち7件（同表番号7～13）は90%を超え、本件入札は88.5%，その他1件（同表番号14）は84.7%であって（認定事実ア(エ)，同イ），大東市における本件入札方式による入札の落札率は平成25年頃から顕著に上昇し、その後も高止まり傾向を示しているものということができる。

しかしながら、証拠（乙1～4の4、9～14）及び弁論の全趣旨によれば、①大阪府では、東日本大震災の後、平成24年頃から土木関連の入札が不調・不落となる率が上昇し、平成25年度の不調・不落件数及び比率は前年度の2倍以上となったこと、②大阪府内の市町村においても、平成25年頃から入札の不調・不落件数が増加したこと、③入札の不調・不落が増加した原因として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の影響で人件費や建築資材価格が高騰したことにより、実勢価格に即して設定された予定価格が、入札実施までの間に実勢価格を下回り、実勢と乖離するようになったとの指摘がされていることが認められる。

これらの事情によれば、大東市において、平成25年度以降に落札率が上昇して高止まりしたという事実は、前記の人件費及び建築資材価格の高騰を原因として生じた可能性が考えられるから、当該事実のみをもって、大東市が実施する本件入札方式による入札において恒常に談合がされていた事実を推認することはできない。

なお、平成26年11月18日に実施された北条西小学校跡地活用機械設備工事に係る入札の落札率が75.3%であったことは当事者間に争いがない。しかしながら、当該工事は、機械設備工事であって、本件入札及び別件入札の対象である建築工事とは種類が異なる上、その入札は本件入札方式による入札ではなく指名競争入札の形式で実施されたことがうかがわれる。そうすると、前記機械設備工事に係る入札の落札率と本件入札及び別件入札に係る落札率を単純に比較することはできず、平成25年以降に実施された本件入札方式による入札の落札率が不自然に高いと直ちに認めることはできない。

(ウ) また、平成22年5月18日から平成27年11月17日までの別件入札の落札状況をみると、市内の会社が単独で落札した件数は、平成23年以前に実施された6件（別紙別件入札一覧表番号1～6）について

はうち1件にとどまっているのに対し、平成25年以降に実施された8件（同表番号7～14）についてはうち7件と顕著に増加している（認定事実イ。なお、本件入札については、そもそも参加要件としてJVの構成員に市内の会社を含むことが定められている（認定事実ア(ア)b。）。

5 しかしながら、別件入札のうち、平成23年以前に実施された6件（別紙別件入札一覧表番号1～6）については、市外の会社がその全てに応札しているのに対し、平成25年以降に実施された8件（同表番号7～14）については、市外の会社が応札したのは半数の4件にとどまっているから（認定事実イ），市内の会社が落札する割合の増加は、市外の会社の応札が減少したことによるものと考えられる。そうすると、当該割合の増加から、大東市が実施する本件入札方式による入札において恒常的に談合がされていた事実を直ちに推認することはできない。

10 (エ) さらに、別件入札のうち、平成25年以降の8件（別紙別件入札一覧表番号7～14）についてみると、富田建設（市内2位）が落札したものが3件、オオヨド（市内1位）、三住建設（市内3位）、新田工務店（市内6位）、亀井エンジニアリング株式会社（市内15位）、中塚工務所（準市内1位）が落札したものが各1件であり（認定事実イ），本件入札に応札をした三住建設、新田工務店及び中塚工務所並びに本件入札に参加申請をして後に辞退した富田建設及びオオヨドのいずれかが前記8件のうち7件を落札している。しかしながら、当該5社は、別紙別件入札一覧表記載のとおり、平成26年10月頃の時点で、経営状況、経営規模、技術的能力等を評価する経営事項審査（建設業法27条の23第2項参照）の結果として、高い総合評定値を有していたのであるから、予定価格5000万円を超える規模の入札において、その受注の大半を占めていたとしても直ちに不自然ということはできず、当該事実をもって大東市が実施する本件入札方式による入札において恒常的に談合

がされていた事実を推認することはできない。

イ 原告らは、三住建設は、東坂がかつて代表取締役を務め、東坂の妹である有田が代表取締役を務める建設会社であり、東坂及び有田を通じて談合が容易な状態にあったことから、本件入札を含む入札において、恒常に談合が行われていた旨主張する。

しかしながら、東坂が三住建設の元代表取締役であり、東坂の妹が同社の代表取締役であることをもって、大東市が実施する入札において、恒常に談合が行われていたと直ちに推認することはできない。また、東坂が大東市長に就任した後に落札率が上昇し、市内の会社が落札する割合が増加した事実があったとしても、前記アで検討したとおり、これらは談合以外の原因により生じた可能性が考えられるから、当該事実に東坂の経歴及び東坂と有田の親族関係を併せ考慮しても、大東市が実施する入札において恒常に談合がされていた事実を推認することはできない。

ウ 原告らは、大東市は、本件入札を含む本件入札方式による入札の参加資格として、総合評定値が一定値以上であることを要求して入札の参加者をオオヨド、富田建設、三住建設、岡本建設及び新田工務店の5社に実質的に限定しており、本件入札においても、前記5社を除いた市内の会社が本件入札に参加できず、談合を恒常に行うことが容易な状況にあったから、本件入札を含む入札において、恒常に談合が行われていた旨主張する。

そこで検討すると、本件入札参加資格には、JVの構成員には少なくとも市内の会社1社を含むものとする旨の定めがあり（認定事実ア(ア)a）、本件入札参加資格を満たす市内の会社は合計6社であり、オオヨド、富田建設、三住建設、岡本建設、新田工務店の5社が含まれていた（認定事実ア(イ)）ことが認められる。しかしながら、本件入札の落札価格は7億5584万5000円（認定事実ア(エ)）と別件入札の各落札価格と比較しても特に高額であって、市内の会社の本件入札参加資格を高い総合評定値を有

するものに限ったとしても直ちに不自然ということはできない。また、別件入札の参加資格の詳細な内容は本件各証拠によっても明らかではなく、別件入札の参加資格が前記5社に限られていたと認めることはできない。

したがって、原告らが主張する前記の事情から、大東市が実施する入札において恒常的に談合がされていた事実を推認することはできない。

エ 前記ア～ウの検討によれば、原告らが主張する前記の各事情からは、大東市が実施する入札において恒常的な談合が行われていた事実を推認することはできず、その他に当該事実及び野村建設工業ほか5社が本件入札において談合した事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

10 (3) したがって、野村建設工業ほか5社が本件入札に際して談合をした共同不法行為を認めることはできないから、当該不法行為の存在を前提とする請求2及び請求3は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

15 3 爭点(5)（東坂ほか3名による本件各支出命令に係る共同不法行為の成否）について

20

(1) 原告らは、①東坂及び西辻は、本件契約の代金額が談合に基づいて決定された不当に高い価格であり、本件契約の締結は違法であるにもかかわらず、本件支出命令2及び3がされたことについて、当該支出命令をした職員に対する指揮監督上の義務を怠った、②野口及び田中は、前記職員に対して違法な本件支出命令2及び3をしないように働きかけるなどの適切な措置を採らなかつたとして、東坂ほか3名の前記各行為が共同不法行為に該当する旨を主張する。

25

(2) しかしながら、原告らが主張する不法行為は、本件契約の請負代金額が談合により不当に高額に形成されたことを前提とするものであるところ、前記2で検討したとおり、本件入札において談合が行われたとは認められないから、本件各支出命令2及び3をすることが違法な財務会計上の行為であると

はいえず、東坂ほか3名が当該支出命令を阻止すべき注意義務を負うものとはいえない。

(3) したがって、本件支出命令2及び3に関して原告らの主張する共同不法行為を認めることはできないから、当該不法行為の存在を前提とする請求6(2)及び(3)並びに請求7(2)及び(3)は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

#### 第4 結論

よって、その余の点につき判断するまでもなく、本件訴えのうち、請求1、請求4、請求5、請求6(1)及び請求7(1)に係る部分はいずれも不適法であるから却下し、原告らのその余の請求は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

15

裁判長裁判官 三 輪 方 大

20

裁判官 黒 田 吉 人

25

裁判官 吉 川 慶

## (別紙)

別件入札一覧表

番号	入札日	工事名	落札価格	落札率	落札者会社	参加者数
1	平成22年5月18日	水野小学校校舎大規模改造成建工事	3億1600万円	71.6% (1213点, 市外 81位)	大木建設株式会社	11社
2	平成22年8月3日	南郷中学校校舎大規模改造成建工事	9134万円	66.6%	株式会社松村組(1 336点, 市外 62位)	6社
3	平成22年11月9日 事	(仮称) 四条小学校跡地活用建築工 事	3億4700万円	60.1% (1534点, 市外 36位)	株式会社イチケン 15社	
4	平成23年5月17日	四条中学校大規模改造成建工事	3億9500万円	71.7% (総合評定値不明)	東海興業株式会社 8社	
5	平成23年5月17日	北条小学校老朽改修建築工事	2億1100万円	63.9% (1327点, 市外 64位)	株式会社柄谷工務店 4社	
6	平成23年5月17日	四条北小学校大規模改造成建工事	2億0700万円	69.7% 点, 市内3位)	三住建設(851 3社	
7	平成25年6月25日	北条幼稚園大規模改造成建工事	1億0900万円	97.3% 点, 市内2位)	富田建設(926 市内3社	
8	平成25年10月2日	灰塚配水場ポンプ室築造工事	1億4135万円	94.9% 点, 市内3位)	三住建設(851 市内4社	
9	平成26年5月22日	市民会館2階ホール増築他建築工事	1億9200万円	100.0% 点, 市内2位)	富田建設(926 市内3社	
10	平成27年7月30日	四条北小学校プール改築等建築工事	1億3000万円	99.8% 点, 市内15位)	龜井エンジニアリン グ株式会社(614 市内4社	
11	平成27年10月22日 事	水野小学校屋内運動場改修等建築工 事	1億2600万円	94.0% 点, 市内2位)	富田建設(926 6社	
12	平成27年10月22日	泉小学校屋内運動場改修等建築工事	1億2300万円	93.8% 点, 市内1位)	才才ヨド(1055 4社	
13	平成27年10月22日 事	諸福小学校屋内運動場改修等建築工 事	1億1998万円	96.7% 点, 市内6位)	新田工務店(713 3社	
14	平成27年11月17日 事	谷川中学校屋内運動場改修等建築工 事	8340万円	84.7% 点, 準市内1位)	中塚工務所(836 4社	

これは正本である。

平成30年1月26日

大阪地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 角 谷 紀

